

令和4年第1回臨時会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和4年2月4日）

（午前9時57分 開会）

開会・開議宣告

- 議長（川野敏夫君） おはようございます。
ただいまから、令和4年歌志内市議会第1回臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

- 議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、議長において、3番山川裕正さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

- 議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期を本日1日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。
会期は本日1日間と決定いたしました。

諸般報告

- 議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。
事務局長から報告をいたします。
中嶋議会事務局長。
○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。
この臨時会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案1件、報告1件であります。
次に、議長の報告でございますが、令和3年第4回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

報 告 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、子育て世帯臨時特別給付金について、10万円の現金を一括給付することが認められたことから、予定していた先行分と併せて年内の給付に間に合わせるため、議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分したものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

次ページをお開き願います。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,103万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億50万6,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

3款民生費4項児童福祉費1目児童福祉総務費1,103万1,000円の増額補正は、全額国の補助金を財源として実施する子育て世帯臨時特別給付金給付事業の追加給付を行うもので、3節職員手当等1万6,000円から11節役務費9,000円は、職員の時間外勤務手当、給付に係る事務用品などの需用費、郵便料など、給付に要する事務経費であります。

18節負担金補助及び交付金1,100万円は、子育て世帯臨時特別給付金の追加分で、12月定例会で増額補正した児童1人当たり5万円の予算に追加分として5万円を計上し、合わせて10万円の給付とするものであります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページにお戻り願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費補助金1,103万1,000円の増額補正は、子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金で、歳出に計上した追加分の給付金に係る事業費に全額を充当するものであります。

以上で、報告第1号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回の専決処分に関して、昨年末のいろいろばたばたした時期に支給という形になったと思います。年度末に支給された方と、年を越して今年初めに支給になった方がいると思いますけれども、問題、何かいろいろな手続の不備や問題がなく、円滑にちゃんと支給されたのかどうなのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 山崎保健福祉課長。

○保健福祉課長（山崎亨君） 年度末の支給ということでは、申請の要らない方たちについての支給を行っております。年が明けてから申請が必要な方たちということになりまして、全体では188人分支給を終えてます。特に支障等、問題は生じてございません。

以上です。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第1号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。

議 案 第 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 議案第1号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第1号の補正予算につきまして御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたします。

議案第1号令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）。

令和3年度歌志内市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,469万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,520万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第1号の補正予算につきまして御提案申し上げます。事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく御願いたします。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私のほうから一般会計補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

なお、今回予算措置いたします主な事業の概要につきましては、臨時会資料に掲載しておりますので、併せて御覧願います。

2款総務費1項総務管理費3目広報広聴費7節報償費180万円の増額補正は、今シーズンの大雪による除雪に苦慮する町内会、自治会に対し、様々な行政協力を得る必要があると判断し、緊急臨時的な協力金といたしまして、1団体当たり10万円を行政協力費に上乗せするものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費9,030万8,000円の増額補正は、全額国の補助金を財源として実施する住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業で、3節職員手当等7万8,000円から12節委託料85万8,000円は、職員の時間外勤務手当、給付金の給付に係る事務用品などの購入費用、郵便料及び口座振替手数料、システム整備委託料など、給付に要する事務経費であります。18節負担金補助及び交付金8,910万円は、国の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金を財源として、対象である住民税非課税世帯及び家計急変世帯に1世帯当たり10万円を給付するもので、概要につきましては資料で御説明いたしますので、臨時会資料の1ページをお開き願います。

上段に給付金給付事業の概要を掲載しております。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある世帯の生活・暮らしへの支援として、臨時特別給付金を支給するもので、給付額は1世帯当たり10万円、対象を住民税非課税世帯及び家計急変世帯とし、3月上旬から申請を受け付ける予定としております。

5ページに戻りまして、2項老人福祉費1目老人福祉事業費12節委託料235万3,000円の増額補正は、大雪となった今シーズンの除雪に苦慮する高齢者世帯が多いことを踏まえ、除雪委託料を増額するものでございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費2目予防費1,308万9,000円の増額補正は、全額国の負担金及び補助金を財源として行う追加の新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施に伴う増額で、3節職員手当等173万7,000円から12節委託料857万2,000円は、ワクチン接種事業において3回目の接種を実施するに当たり、必要となる職員の時間外勤務手当、医師への謝礼として報償費、事務用品などの購入費用として需用費、郵便料や手数料の役務費のほか、健康診断等委託料、乗合タクシー委託料及び医師等派遣業務委託料などのワクチン接種に要する事業費と事務経費でございます。

7 ページにまいりまして、7 款 1 項とも商工費 1 目商工業振興費 1 8 節負担金補助及び交付金 5 1 3 万円の増額補正は、市内事業者を対象とする燃油価格高騰補助で、概要につきましては資料で御説明いたしますので、臨時会資料の 1 ページをお開き願います。

下段に事業の概要を掲載しております。

事業の目的は、最近の燃油価格高騰の影響を受けながら、本市の経済活動を支える市内事業者を対象に支援金を交付するもので、対象事業者へ基本額として 3 万円、事業活動に使用する車両 1 台につき 2 万円を加算して交付するものでございます。

7 ページに戻りまして、4 目観光費 1 8 節負担金補助及び交付金 1, 0 0 0 万円の増額補正は、市内宿泊施設事業者を対象とし、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施する水道光熱費補助で、概要につきましては資料で御説明いたしますので、臨時会資料の 2 ページをお開き願います。

事業の目的は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、宿泊客のキャンセルや宴会の中止などが相次ぐ状況から、宿泊施設事業者へ水道光熱費の一部を支援金として交付しようとするもので、令和 3 年 1 月から同年 1 2 月まで分に旅館業を営むために負担した水道光熱費の 3 分の 2 について、限度額を 9 5 0 万円として交付するものでございます。

7 ページに戻りまして、8 款土木費 2 項道路橋りょう費 2 目道路維持費 1 2 節委託料 6, 0 0 0 万円の増額補正は、大雪となった今シーズンの除雪に対応するため、除雪委託料を増額するものでございます。

5 項住宅費 1 目住宅管理費 1 4 節工事請負費 2 0 0 万円の増額補正は、同じく今シーズン的大雪に対応するため、公営住宅の屋根の除雪に係る予算を増額するものでございます。

次に、1 0 款教育費 3 項義務教育学校費、9 ページにまいりまして 1 目学校管理費 1 0 節需用費 7 0 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、燃油価格高騰による歌志内学園の燃料費予算の増額、1 2 節委託料 2 7 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、歌志内学園敷地内の除雪に係る委託料を増額するものでございます。

次に、4 項社会教育費 4 目コミュニティセンター費 1 0 節需用費 1 0 2 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、燃油価格高騰によるコミュニティセンターの燃料費予算の増額、1 2 節委託料 2 8 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、コミュニティセンター敷地内の除雪に係る委託料を増額するものでございます。

次に、5 項保健体育費 3 目体育施設費 1 0 節需用費 3 4 万円の増額補正は、燃油価格高騰による市民体育館の燃料費予算の増額、1 2 節委託料 4 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、市民体育館敷地内の除雪に係る委託料を増額するものでございます。

次に、4 目学校給食費 1 0 節需用費 2 1 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、燃油価格高騰による給食センターの燃料費予算の増額、1 2 節委託料 2 2 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、給食センター敷地内の除雪に係る委託料を増額するものでございます。

1 5 款 1 項 1 目とも予備費 3 4 9 万 7, 0 0 0 円の減額補正は、歳入歳出予算の調整でございます。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 2 目衛生費負担金 1 節新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金 6 0 0 万円の増額補正は、歳出の衛生費に計上しております新型コロナウイルスワクチンの追加接種に係る委託料に対するものでございます。

次に、2 項国庫補助金 1 目総務費補助金 4 節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交

付金950万円の増額補正は、歳出の商工費に計上しております水道光熱費補助事業に対するものでございます。

2目民生費補助金7節住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金9,030万8,000円の増額補正は、歳出の社会福祉費に計上した同給付金の給付事業に対する補助金の増でございます。

3目衛生費補助金3節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金708万9,000円の増額補正は、歳出の衛生費に計上したワクチンの追加接種に係る事務費などに対する補助金の増でございます。

次に、18款1項とも繰入金、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金180万円の増額補正は、同基金の地域活動支援分で、歳出の広報広聴費に計上した行政協力費に対するものでございます。

19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金7,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、議案第1号の補正予算事項別明細書についての御説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず、総務費の広報一般経費の行政協力費なのですけれども、各町内会にということで10万円ということなのですけれども、行政協力費ということであつたわれているので、使用用途というのは多岐にわたると思うのですけれども、どういうものを考えているのか聞いておきたいと思います。

次のページの7ページ、8ページで商工費で、商工費の振興費です。これは513万円ということで、燃油価格高騰の助成だということで伺いました。私、12月の一般質問の中で、燃油高騰について質問させてもらって、各事業所も大変なのではないかという質問をさせてもらって、こういう形で現れたのかなと勝手に自分なりに思っているのですけれども、これについてどういうふうな手続を行って支給されていくのか聞いておきたいと思います。

あと最後、住宅費の住宅一般管理費、公営住宅の屋根の除雪ということで200万円ということについてですけれども、この屋根の除雪については、空き家だとかいろいろ、公住の空き家だとかもいろいろ多分あると思うのですけれども、どこからどの辺で除雪を考えているのか聞いておきたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） まず、私のほうから、行政協力費の追加の交付の使用用途の関係でございますけれども、説明のほうでも若干御説明いたしました。今シーズンの大雪に伴いまして、町内会、自治会の方々に大変苦慮している状況があるというふうに認識しているところでございます。それに伴いまして、各町内会館の屋根の雪下ろしもしくは資源ごみの回収庫の除雪、バス待合所の除雪など、それぞれ各地域の方々に公共的なスペースの部分を除雪等に対して協力を得ているところでございますので、そういったところに行政協力費を交付するというので、幅広くお使いいただければと考えております。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 私のほうから、中小企業燃油価格高騰支援金の部分について、手続の部分について御説明申し上げます。

まず、このたびの補正では、基本額1事業者当たり3万円、加算額車両1台につき2万円ということで、事業者については大体71事業所、加算額については車両1台当たり2万円を150台分ということで見込んでおります。

また、対象は商工会議所会員、また市内に事業所を有する方ということで、まず御案内して各事業所から申請をいただき、また申請書類の中には車検証、また写真等添付していただきながら、加えて誓約書というものを頂きながら交付手続を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから住宅費における除雪費200万円の補正の内容について御説明させていただきたいと思っております。

まず、基本的には空戸の屋根、それから物置、さらには雪庇の項目に分かれておりますけれども、基本的には空戸を考えております。おかげさまで1サイクル終わっているところでございますけれども、今後また、雪庇においてはまた発生する可能性があるということで予算計上させていただいているところでございます。

なお、入居している所も、玄関前含め可能な限り、このたびは大雪に伴う災害級の雪と判断させていただいております。随時対応させていただいているところでございますので、現地確認させていただいて判断させていただければと思っております。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず、行政協力費なのですが、今、課長から答弁あったように、最初の説明でも雪が多いということで、各町内会で会館などの除雪ということでやってもらいたいということだと思います。やはり各会館は、避難所だとかという形で多分指定されている所もあると思うので、これはやはり各町内会に頼むのではなくて、公費でちゃんとした避難所の対策ということで除雪を公費でやっていただきたい。その分、やはり各町内会、避難所を持っていない所、持っている所でいろいろ多分使用用途も変わってくると思うのですが、持っている所はやはり公費でやってもらえれば、その分違うところにもお金使えると思うので、そういった考え方もあるのかなと思います。ぜひ、今回はこういう10万円という形で支給してもらいたいのですが、今後の考え方ということも含めて、もう1回答弁をいただきたいと思っております。

商工業振興費の分は、今、説明で大体分かりました。71業者の150台分ということで、説明いただきました。これは手続をしてどれぐらい支給までに時間がかかるのか、どういうふうな形で考えているのかちょっと聞いておきたいと思っております。

住宅の屋根の雪下ろしなのですが、さっき課長の答弁の中で雪庇ということで、その中で雪庇これからも多分つく可能性があるということで言われていました。今後、今回はこういう形で補正していると思うのですが、やはり今後雪庇をつかない方法だとか、屋根の構造だとか、いろいろ多分考えていかないと、またどんどん、どんどん雪が多くなればこういうふうな補正が出てくるということになると思いますので、やはり雪庇のつかない方法で対策していくことも大切なのかなと。その分どこかで、建設費か何かで予算がかかったりとか多分すると思っておりますけれども、そういったことも今後必要なのかなという状況になってきていると思いますので、その辺のちょっと考え方を聞いておきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 町内会館等の避難所についての考え方ということなのですが、もちろん各町内会館の一部を避難所として使用させていただいて登録させていただいているという所も実際にはございます。なかなかきちんとそこを、避難所であるので、完全に除雪しなさいというのは、したい気持ちはあるのですが、実際には追いついていかないというのが現実でございまして、どうしても災害時の対応というのは公助という部分ももちろん大切なのですが、互助ですとかそういう部分もございまして、町内会、行政と町内会館、町内会等と協力しながらやっていかなければならない部分もございまして、この辺も含め、今後、町内会連合会等とお話をしながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 燃油価格の部分の支給手続、時間的なものですが、この時期、もう2月になっております。速やかに各事業所に対して御案内し、申請を受け付けて、手続上最短のルールということで支給するという考えでおります。

○議長（川野敏夫君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、雪庇を発生させないような住宅造りが必要ではないのかという御質問についての御答弁を申し上げたいと思います。

この間、再三、私説明しておりますが、平成住宅という新しい住宅が実はございます。そちらにコンパクト化を図るということで、可能な限りそちらのほうにコンパクト化を図って効率を上げていくという、歌志内市全域の考え方がございますことから、今現在、雪庇が発生している部分においては維持管理で対応させていただければと考えておりますし、平成住宅、空きがあれば移転、それから転入含めて可能な限り新しい住宅に移行していくような考え方を方法として模索している状態でございますので、改修においては、無落雪はおおむねこれで当面改修は行わないということで考えてございまして、可能な限りコンパクト化を図っていくのということで、可能な限り移転を促すというところに重きを置きながら対応しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） 商工業振興一般経費の中で質問させていただきたいと思います。

さっき、課長のほうから、対象となる車両150台分という回答がありました。この中には、自分のマイカーを事業活動に使っている方もいらっしゃると思います。そういう車も対象となるのかお聞きしたいと思います。

あと、③に、「特に市長が必要と認めたもの」とありますが、これはどういうケースが仮に例えられるのか、ちょっとお伺いします。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） このたびの燃油の部分の車両1台分の考え方ですが、基本的には普通乗用車という部分では対象外としております。一応車検証を頂いて、写真等も確認しながら、営業に、事業用に使用しているというのを確認しながら支給したいというふうに考えております。

また、その支給限度額といいますのは設けてございまして、1事業者について30万円を限度額として考えております。どうしても普通乗用車という部分では、自家用車と営業車というのは非常に区分が難しいだろうというのも当初設計の中では考えておりましたので、基本的には乗用車という、普通乗用車という部分では対象外として、あと車検証、いろいろなものを確認

の上で、事業用に使っているというのが確認できれば対象としていきたいというふうに考えております。

あと、特に認めたものというのは、現状どういうものを想定してというのは特にございません。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 能登直樹さん。

○1番（能登直樹君） それでは、一応普通乗用車は対象外ということですが、申請していただいて、車検証等々を見せていただいて、間違いなくこれは事業活動に使っているということが得られれば対象となる車両となるということですのでよろしいのかなと思います。

③に「特に市長が必要と認めたもの」とありますが、これは想定はしていないということなのですけれども、ある程度想定しているからこういう文言が出てくるのかなと思います。仮に想定されるケースというのは今のところ全然考えつかないのか、それとも何かあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） どうしてもこういう制度の中ではそういう文言をつけておりますので、今、能登議員がおっしゃった乗用車とかそういう部分で、レアなケースが出てきた場合については、その辺は判断を仰ぎながらやっていきたいという部分でございます。

○1番（能登直樹君） 分かりました。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

山川裕正さん。

○3番（山川裕正君） 商工業振興一般経費で今、車両1台につき2万円ということで答弁ありましたけれども、これは1事業者、例えば何台か、営業に使っている車何台かあると思うのですけれども、それがあがる程度台数制限があるのか、その辺ちょっと伺います。

○議長（川野敏夫君） 虻川産業課長。

○産業課長（虻川善智君） 台数というよりも、先ほど支給額の金額で30万円という限度額を設けさせていただきました。例えばそれ、何十台あっても30万円の2万円ですから15台になるのかなというふうに思っています。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第1号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

これをもちまして、令和4年歌志内市議会第1回臨時会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

（午前10時36分 閉会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 川 裕 正

署名議員 本 田 加 津 子